

広島大学 高等教育研究開発センター 大学論集
第 35 集 (2004年度) 2005年 3月発行 : 349-366

南京国民政府治下の高等教育政策に関する再論

—「第二次全国教育會議」における「訓政期」高等教育改革構想の成立を中心に—

橋 本 学

南京国民政府治下の高等教育政策に関する再論

—「第二次全國教育會議」における「訓政期」高等教育改革構想の成立を中心に—

橋本 学*

1. 緒言—本稿の位置と方法—

既に拙稿「南京国民政府の高等教育改革に関する初歩的考察—「教育部」発足時における高等教育問題とその克復—」でも指摘したところではあるが、南京国民政府の樹立（1927年4月）以降、「中華民國大學院」（1927年10月設置、蔡元培初代院長。以下「大學院」と略）によって展開された本格的な高等教育改革も、結局は種々の課題を生むことになった¹⁾。

その最たるものは、同一地区の高等教育機関を一つの総合性大学に統合し、これを学術・教育・文教行政の地域拠点にしようとする「大學區制」の試行（開始は1927年7月、「大學院」設置以前の「教育行政委員會」時期）である。当初、「第三中山大學區」（後称「浙江大學區」）及び「第四中山大學區」（後称「中央大學區」）をもって開始された「大學區制」は急激な教育行政・学校教育システムの再編を伴ったため、当初より激しい批判を浴びていたが、北伐完成（1928年6月）後、さらに「北平大學區」を断行したため、教育界の不満は極度に達した。とくに「北平大學區」に指定された地域では、旧北京政府によって既に各高等教育機関の統合＝「國立京師大學校」化が断行された経緯があり、国民政府の北京克服に対しては各機関の原状復帰が期待されていた。ところが、結果的には「國立北平大學」という形態的に「國立京師大學校」を踏襲し、さらに統合規模が拡大された新機関が誕生し、そこには地区文教行政の拠点というもう一つの機能が加えられた。要するに旧北京地区高等教育関係者の期待は全く裏切られた訳で、その後、「國立北平大學」に組み込まれた各校の独立闘争が展開されたことはむしろ当然であった。従って、1928年10月、教育界からの改革批判や国民党及び国民政府の内部矛盾を前に「大學院」院長を辞職した蔡元培に替わって院長職を継任し、間もなく新設「教育部」の部長に就任した蔣夢麟（國立浙江大學校長兼任のまま。部長在任は1930年12月まで）の最初の任務は、以上のような「大學區制」をめぐる諸問題の処理であった。

「大學院」院長並びに教育部長として同問題の処理に奔走しつつも、「大學區制」の試行継続の困難を感受した蔣夢麟は、1929年6月、「大學區制」試行の停止を決定するのだが、彼自身の意図は別としても、この問題処理はそれ自体、その後の教育改革推進の土壌を整えたとの意義を見出すことができる²⁾。いずれにしても、蔣夢麟はこの「大學區制」問題收拾の目処がついたことを受けて次なる政策展開に着手した。すなわち、教育方面における法整備であり、高等教育方面では「大學組織法」「專科學校組織法」（以上、1929年7月国民政府公布）、並びに「大學規程」「專科學校規程」（以上、同8月教育部公布）の制定であった³⁾。これら法規の教学関連規定に関する特色についても既

* 広島国際大学医療福祉学部助教授

に前掲拙稿で概述した通りだが、重要な点はこれら法規が日中戦争末期に至るいわゆる「訓政期」の高等教育に関する基本原則を規定するものであったということである⁴⁾。ただ、こうした基本法規の整備は蔣夢麟体制下における高等教育改革の第一弾に過ぎなかった。

前掲拙稿でも指摘したとおり、筆者は蔣夢麟時代における高等教育政策のもう一つの特色として「第二次全國教育會議」（1930年4月）に政府案として提示され、審査修正を経て採決された「改進高等教育計劃」（「改進全國教育方案」全10章の第六章）を軸とする高等教育改革案の策定を挙げることができると考えている。

従って、本稿の目的は、「今後二十年間我国施行教育的具體計劃」と位置づけられた上記「改進全國教育方案」の「改進高等教育計劃」部分を主たる対象に分析を行うことを通して、蔣夢麟体制下の高等教育改革のさらなる特徴化を進めるとともに、少なくともその時点で高等教育というものをどう捉え、如何に高等教育の振興を図ろうとしていたかを可能な限り明らかにすることにある。

そこで、以下、まず「第二次全國教育會議」開催に至る経緯を含む「會議」の概要を明らかにし、その上で、同決議案「改進全國教育方案」の第六章「改進高等教育計劃」を軸に当時における高等教育観（枠組みと他領域との関係）と高等教育改革方針の特徴に関する考察を進める。

2. 「第二次全國教育會議」の概要—開催経緯と「會議」の特色—

ところで、「第一次全國教育會議」（1928年5月）より約1年後に当たる1929年6月、中国国民党第三屆中央執行委員會第二次全体會議第五次會議において次のような決議がなされた。「於民國十九年春季，由教育部召集全國教育會議。在會議未召集前，教育部應即組織教育方案編製委員會，根據本黨政綱，及歷屆代表大會，中央全體會議，常務會議等，關於教育之決議案，參照十七年大學院召集之全國教育會議之議決案等，編成實行整頓並發展全國教育之方案。此方案中須包含整個教育經費之預算。教育方案編製委員會之組織，由中央政治會議決定，限於十八年七月內成立，開始工作」（下線、筆者）⁵⁾。要は、来る「民國十九年春季」=1930年春、「教育部」が「全國教育會議」を召集すること。召集に先立って「教育部」は「教育方案編製委員會」を組織し、全国の教育を整理・発展させるための「方案」を起草すること。「方案」起草に当たっては中国国民党の政治綱領、従前の教育関係決議に基づき「第一次全國教育會議」における議決案件を参照するとともに、教育経費（予算）項目をも含めること。「教育方案編製委員會」を翌7月（1929年）には成立させ、「方案」起草作業に入るべきことの諸点であり、これによって「第二次全國教育會議」召集が決定された。

ともかくも、概ねこの決定に基づいて進行し、1929年9月には「教育方案編製委員會」メンバー（委員15名、うち7名が常務委員：蔡元培・褚民誼・陶行知・俞子夷・顧樹森・陶玄・戴修駿）が確定し、10月の第一次會議で11組（初等教育・中等教育・高等教育・義務教育・党義教育・社会教育・成年補習教育・師範教育・教育行政・蒙藏教育・華僑教育各組）の起草作業委員会編成と各組の作業委員がほぼ選定された（最終的には延べ67名、実数57名と見られる）⁶⁾。各組の作業進行に関する詳細は現時点では不明だが、「教育方案編製委員會」のおそらく各作業委員会側の報告と討議を内容とする會議10数回を経て、翌1930年3月ようやく「方案」起草作業が完了した⁷⁾。

一方、そうした「方案」起草作業にやや遅れる形で、「第二次全國教育會議」自体の開催準備も開始された。1930年1月下旬、「教育部」によって「全國教育會議籌備委員會」（委員長劉大白，副委員長朱經農及び委員12名，うち5名が常務委員：朱經農・陳劍脩・趙迺傳・姜紹謨・顧樹森）が組織され，常務會議3回（2月～3月），籌備會議2回（2月，4月）を経て，「第二次全國教育會議」の骨格（會議の次第，經費と使途，出席者，庶務等）が決定されている⁸⁾。そして，この結果，同年4月15日から同23日にわたり，首都南京において「第二次全國教育會議」が開催されることになる。

では，ここで「第一次全國教育會議」と「第二次全國教育會議」との違いについて概括しておきたい⁹⁾。整理すると，(1)召集背景，(2)準備工作，(3)出席「會員」，(4)提案の4点になる。

まず，(1)の召集背景について言えば，第一次の場合，南京国民政府が成立したものの，北伐は未完成，教育行政も不統一というなかで（すなわち南京政府側「大學院」と北京政府側「教育部」との併存），蔡元培＝「大學院」院長及び「大學委員」の意向が反映される形で召集されたのに対し，第二次は，北伐完成を得て「訓政期」に入り，教育を重視する国民党中央が全国教育界の意見を徵集する目的から発起・召集された¹⁰⁾。すなわち，第二次は国民党の強力な指導体制下でなされた実質的な全国性會議だということである。

次に，(2)第二次の準備工作が文書・編輯・會計・事務・招待の各科を設置して進められた点は，第一次と同様だが，第二次ではより多くの要員が配置され（委員14名，幹事等39名。第一次では委員29名のみ），一人あたりの負担軽減，特定要員への負担集中回避によってより機能的かつ円滑に準備が進められた。要するに，第二次は第一次での経験が踏まえられていたということである¹¹⁾。

また，(3)出席「會員」であるが，第一次では「大學區」または各省区・特別市代表39名，「大學院」招聘の専門家17名，「大學院」関係者（正副院長・秘書長等）10名，その他各政府部門関係者8名の合わせて74名であったが，第二次では各行政区の教育行政関係者48名（省教育庁長，市教育科長，県教育局長，特別市・区教育局長を原則），各国立大学校長14名（うち代理出席7名），「教育部」招聘の専門家30名，「教育部」関係者17名（部長・次長・参事・司長・科長），その他各政府部門等20名（国立中央研究院・国立北平研究院各1名を含む）など併せて106名であった¹²⁾。したがって，第二次における出席者の増大（約43%増）は自明だが，もう一つの特色として召集者の範囲が，第一次の反省に立って出席者の性格的偏りを是正し，目的（検討内容）に符合させることを念頭に設定されたという点も指摘できる。具体的には第二次では初等教育・中等教育問題の一層の検討に備えて市・県レベルの教育行政関係者をも「會員」に加えたこと，第一次では極めて限定的であった華僑及び蒙藏教育（非漢族を対象とする民族教育）問題の検討に備えて招聘専門家とくに華僑教育専門家4名（出席は2名），蒙藏教育専門家2名を加えたことである¹³⁾。また，第一次では召集された「會員」の多くが社会的に複数の要職を兼ねていたことから出席者の性格がかなり偏向していたが，第二次では少数の例外を除いて本務を基準に召集されたため，個々の出席者の立場が概ね明確化された¹⁴⁾。

ただ，第一次と第二次の差異の中で最も注目すべきは(4)提案（方法と内容）である。

先の「第一次全國教育會議」では「大學院提案預備委員會」（10分組）が組織され，「大學院」案

の起草作業が進められてはいるが、結局は各委員の個人起草（共同起草を含む）という形式が取られ、各領域に関する「大大学院」としての統一案が提示された訳ではない。また、このほか起草は各政府部門や個々の大学によってもなされている。結果として提示された議案総数は402件で、これが別途組織された「審査委員会」（12分組）の審査と大会における討議を経て、「三民主義教育」「教育行政」「教育経費」「普通教育」「社会教育」「高等教育」「體育及軍事教育」「職業教育」「科学教育」「藝術教育」「出版物及圖書館」「改進黨立學校」の12領域155議決案（複数案件の合併案を含む）、並びに「大會決議供参考」「大會未議大大学院認爲可参考」「大會決議保留」とすべき各案件（領域不文別）が決定された。このように類似案件については合併案として整理し、火急を要する案か、検討に値するかの観点から各案件を分別してはいるが、結局は個別案件を検討したに過ぎないため、個々の案件が重要性を有しているにも拘わらず、相互の関係が必ずしも明確ではないという弱点ゆえに、いわば“雑駁な問題提起の集成”という域を出るものではなかった。そのように全体として系統性を欠く群案の実現が如何に多難を要するかは自明であった¹⁵⁾。

これに対して「第二次全國教育會議」では既に指摘したとおり、會議開催に先立って「教育方案編製委員会」が組織された。同委員会組織の目的は体系的な政府案「改進黨國教育方案」の起草にあり、「方案」は次の如き骨格からなっていた。すなわち、第一章「實施義務教育計劃」、第二章「實施成年補習教育計劃」、第三章「籌設各級各種師質訓練機關計劃」、第四章「改進黨初等教育計劃」、第五章「改進黨中等教育計劃」、第六章「改進黨高等教育計劃」、第七章「改進黨社會教育計劃」、第八章「改進黨並發展華僑教育計劃」、第九章「實施蒙藏教育計劃」、第十章「確定教育經費計劃及全方案經費概算」である¹⁶⁾。

以上の「方案」構成からまず判明することは、上記11組のうち党義教育・教育行政両組からは、結局、個別の方策が提示されていないという点であろう。ただ、各章の表題から一見して明らかのように、この「方案」は「教育部」が従前から取り組んできた政策の改善方策と今後新たに実施すべき政策が構造的に示されている。まず、第一章から第三章に示された義務教育・補習教育・教員養成の実施・準備に係る諸方策は、基本的には民國初期以来の課題である国民教育の定着が如何にすれば実現しうるかとの議論に発している¹⁷⁾。次に第四章から第六章は、いわゆる学校教育系統の各教育段階に関する改善方策、そして第七章はそれら学校教育の側面からの支援、一般民衆を対象とする生涯学習と各種教育支援、矯正教育・特殊教育を含む社会教育の改善方策が提示されている。また、第八章と第九章とは海外在住の華僑や国内に居住する非漢民族の各実情を勘案した中央文教政策の援用方策であり、民族的結束の実現と各族の“国民化”に向けた方策である。最後の第十章は各方策実現のための予算案で、第一章から第九章に盛り込まれた財政見積りもりの総括に当たる。

なお、第一次と同様、第二次においても議案審査委員会（10分組）が組織されているが、第一次との根本的な違いは、第二次の編成が、その組織段階で既に提示されていた「改進黨國教育方案」の章立てに基づくものであったということであろう。いずれにしても、審査委員会各分組の審査結果を踏まえた全体討議を経て最終「方案」が議決されることになるのである¹⁸⁾。

3. 「改進高等教育計劃」の策定と概要

(1) 起草作業委員会「高等教育組」並びに審査委員会「高等教育組」の編成

「改進高等教育計劃」の内容を見る前提として、まずその原案起草作業委員7名並びに審査委員33名（主管科長1名を含む）の顔ぶれを総覧しておきたい。ちなみに「第一次全國教育會議」の場合、「審査委員會」の「高等教育組」は8名編成（主席委員：孟憲承）であった¹⁹⁾。

起草作業委員「高等教育組」：〔主任委員〕黄建中

〔委員〕胡庶華，譚熙鴻，戴修駿，欧元懷，李四光（非「會員」），秉志（非「會員」）

審査委員「高等教育組」：〔主席委員〕蔡元培〔文書委員〕郭有守（主管科長，非「會員」）

〔委員〕孫貴定，徐季杰，戴修駿，黄土衡，熊夢飛，戴超，劉運籌，馬鶴天，李蒸，邵裴子，端木愷，周鯁生，史維煥，何思源，胡庶華，楊振聲，孟憲承，譚熙鴻，李權時，欧元懷，劉湛恩，王世勳，周覽，黄建中，張歆海，楊銓，謝瀛洲，謝樹英，楊芳，黎照寰，汪懋祖²⁰⁾

従って、「高等教育組」起草作業委員のうち、李四光、秉志を除く5名が等しく「高等教育組」審査委員に選出されたことが判明する。「第二次全國教育會議議案審查規則」によれば「各組審查委員由議長於會員中指定，提出大會通過之，遇必要時，教育方案編制委員會專門委員及教育部主管科長得列席說明」（第二條。下線筆者）とあり，議案の審査には必要に応じて「教育方案編制委員會專門委員」＝原案起草作業委員，並びに「教育部主管科長」（この場合は高等教育司の科長）が列席して説明を行うことになっていた。要するに非「會員」にも審査に関与する機会が存在したということである²¹⁾。資料上の限界から李四光、秉志の両名が列席したか否かは不明だが、「高等教育組」では、少なくとも主管科長の郭有守が「文書委員」を任じ，起草作業に携わった黄建中，胡庶華，譚熙鴻，戴修駿，欧元懷が審査委員として「専門委員」の役割をも兼務していた訳である²²⁾。

(2) 「改進高等教育計劃」草案に関する検討過程—審査結果と全體會議での争点を軸に一

残念ながら，黄建中を「主任委員」とする「高等教育組」起草作業委員会が編成した「改進高等教育計劃」草案の全容を掲示することは現時点では困難である。ただ，その構成に関しては既存の資料を基に再現することが可能であり，概ね次のような七節構成であったと見られる。すなわち，「一，充實國立大學内容並整理現有大學辦法」「二，大學及專科學校推廣教育辦法」「三，提高大學及專科學校學生程度並謀畢業生出路辦法」「四，改進留學生派遣辦法」「五，籌設專科學校辦法」「六，提倡學術研究獎勵技術發明辦法」「七，改進高等教育的預算」である²³⁾。

なお，この「改進高等教育計劃」草案を含む「改進全國教育方案」草案への審査は「第二次全國教育會議」第二日目（4月16日午前）の第一次全體會議（主席：蔣夢麟議長）において，10分組を含む「議案審查規則」並びに各組審査委員構成が可決されて以降，会期第七日目（同22日）まで連日実施された。「改進高等教育計劃」草案に関しては，第七日目午前に開催された第五次全體會議（主席：金曾澄副議長）で審査報告，並びに議決がなされており，従って同第六日目（同21日）まで審

査が続けられたと見られる²⁴⁾。

少なくとも「改進高等教育計劃」草案の審査に関する限り、字句・表現から内容構成に至るまで全面的に行われた。煩瑣になることを避けるため、審査の詳細を掲示することは省略するが、原案整理の結果、「一、充實國立大學内容並整理現有各大學辦法」を「充實國立大學内容辦法」とし、新たに別項「二、整理現有省立大學並規定增設大學地點辦法」及び「三、整理私立大學及專科學校辦法」を加えて全文九節とすること。また「四、改進留學生派遣辦法」を「六、增加國外留學生辦法」とする（但し、最終的な表題は「増派國外留學生辦法」）などが上記全體會議で報告された。

ただ、この審査報告に対してはさらにいくつかの点をめぐって討議された。とりわけ教員の兼職問題（第一節）、機関を対象とする審査・指導・処分問題（第三節）が重要争点であったと見られる²⁵⁾。

まず、前者は草案の「減少職員，增加教員以專任爲原則，並限制教員兼職職員兼課」（職員を削減し，教員を増員する；教員は専任を原則とし，教員の兼職，職員の授業担当を制限する）の後半部の内容（下線部）に関する議論で，審査報告を受けた討論では概ね，教育効果を高めるためには教員の学外での授業担当・兼職を一層厳しく制限すべきだとの観点から，盛り込むべき内容や表現の如何が検討された。討議の過程で，一部に「教授の学術貢献を重視すべきで，余りに厳しすぎる表現は適当でない」との対論が出されてもいるが，当初，「教授」を対象とする「兼課兼職」の“制限”で議論が進んでいたものが，結局は対象を「教員」一般にまで拡大させ，かつ他校での「教員或重要職務」兼任を“禁止”すると厳しい内容になった。ただ，「限制…職員兼課」の事項に関しては，それ自体が削除された²⁶⁾。

また，後者の議論は草案の「取締私立專科以上學校辦法」に対するもので，「全ての大学を対象に厳格な審査をし，基準に適合しない場合は高級中学・專科學校その他に降格させる旨の条項を加えるべきだ」「国立・省立大学を含めず，私立のみを対象としているが，教育上の観点から言えば同等に扱うべきだ」との強硬意見も出たが，そもそも「教育部」法令の拘束を受けている国立・省立と私立大学を同等に扱うこと自体に問題があるとの意見に落ち着き，結局は専ら私立大学を対象とする「取締辦法」の性格が維持されている²⁷⁾。

このほか，全體會議では「中華民國教育宗旨及其實施方針」（1929年4月国民政府公布）の「大學及專門教育…切實陶融爲國家社會服務之健全品格」を引いて，國家社会に服務する健全な品格を養うことが大学及び専門教育の最終目標であるとし，「籌設專科學校辦法」の後に「訓育一項」を加えるべきだとする臨時動議（発議者は「會員」31名）がなされ，新たに付加すべき条文を確認の上，賛成多数により可決された。要するに「八，改進訓育辦法」の追加で，これにより「改進高等教育計劃」は，最終的には全文10節構成となるのである²⁸⁾。

(3) 議決案「改進高等教育計劃」の要点

以下，「第二次全國教育會議」全體會議で議決された「改進全國教育方案」第六章の「改進高等教育計劃」を，各節の要点を示すことで概括しておきたい²⁹⁾。

「一、充實國立大學内容辦法」（5項）：内容的には「營建的補充」「設備的擴充」「院系及課程的整理」

「教學效能増進」「経費的確定及分配」から構成される。まず施設の整備（第一項）では一般教室・宿舎のほか、図書館・実験室・講堂などの一般付属施設、各學院の実習施設等の整備が最優先事項であるとし³⁰⁾、設備の拡充（第二項）でも既存設備の老朽化と粗末さを問題点として掲げ、改善の要と財政方針が示されている。次に教育組織・カリキュラムの整頓（第三項）では①「大學組織法」（第4, 5, 6條）に基づく學院・學系の整備・改廃（規定の遵守, 同一地域における組織重複の排除）、②「教育部」による標準カリキュラムの制定と改善方針（各學院の「共同必須課目」「第一學年基本課目」、各學系の「主要課目」「補助課目」の明確化；「名異実同」科目の排除）、③地方の独自性を考慮した「科學方面的特殊講座」の設置、④學系主任・教授による適切な科目選択指導の実施を、さらに教育効果の増進（第四項）では①「大學教員資格條例」に基づく慎重な教員採用³¹⁾、②「大學教員新俸表」（俸給表）に基づく教員の待遇改善（優れた研究能力を有する場合は教育担当時間数の削減も可）、③職員削減と教員増加、並びに教員の専任原則（兼任教員は教員総数の1/3を超えない；専任教員による他校専任教員・重要職務兼任の厳禁）、④授業外所定時間個別指導（Office Hourの設定）の義務と「導師制度」（Tutorial System：教員・学生の学内宿舎居住に基づく）の試行提唱、⑤入学後試験の厳格実施と平常課外作業の重視（第五節参照）、⑥研究院・研究所の設置による大学卒業生の収容＝「研究生」教育の推進と研究者養成を、各々の具体方策として挙げている。また予算配分（第五項）では俸給費（概ね歳費の55～65%：教員は歳費の45%以上、職員は同10%以下）、設備費（同30～40%：図書・機器・標本等の購入を主、その他を従）、運営費・特別費の比率が設定された。

「二、整理現有省立大學並規定増設大學地點辦法」（4項）：「第一、現有省立各大學組織法及規程切實整理。其已合規定的，並依地方的特殊需要，設法擴充」「第二、除…已設國省立大學或學院外，將來各大學設立地點，應按照各地方財力環境和需要情形，由教育部決定」「第三、凡增設的各大學，初設時應稱學院，分文理兩科，為切近發展的基礎。到三院完成以後，才稱大學。…」「第四、凡境內或隣近設有國立大學的省分，不必再設省立大學」がその骨子で、①「大學組織法」「大學規程」と地方の独自性に基づく大学整備、②国立・省立大学の域内重設に関する制限が主旨である。

「三、整理私立大學及專科學校辦法」（2項）：設置基準に基づく私立機関の徹底した質的管理を目的とするもので、「奨励辦法」（成績優良な設置認可機関に対する補助金、同機関の優れた学術貢献に対する報奨・助成）、「取締辦法」（未認可機関に向けた認可手続きの期限付き実施と不遵守機関の処分；既認可機関への「教育部」による視察・指導・処分；機関新設に際しての「私立學校規程」の遵守）に大別できる³²⁾。

「四、大學及專科學校推廣教育辦法」（8項）：要は高等教育機関に地域社会への教育貢献を促そうとするもので、「各大學及專科學校在可能範圍內，應…推廣教育」とし、民衆の一般教養を高めること、実用的な知識や技術を身につけさせる点に主眼がおかれている。具体的な実施方法としては、以下の8種（公開講演、夜學班、科學詢問處、實用技術特別班、實用學術指導所、出版部、展覽會、暑期學校＝サマースクール）が掲げられている。

「五、提高大學及專科學校學生程度並謀畢業生出路辦法」（10項）：後期中等教育（高級中學）と高等教育との接続関係の強化改善（第一項）を前提に、入学試験の厳格化（第二項）、入学後教育の

レベルアップを図る(第三項)ことで学生の学力向上を進めるとともに、各高等教育機関は「教育部」「考試院銓敘部」(人事院に相当)や各省・各特別市等の地方教育行政機関、学術機関・団体、民間企業などとの連携により卒業生の就業促進を図る(第五項～第十項)ことが狙いである。とくに、入学後教育の改善では、①カリキュラムの改善、②教授資格の規程遵守、③自習・実験・実習・実地見聞の重視、④各科目学習における参考書2種以上の活用(教科書・講義受講を除く)、⑤平常成績の重視と月極試験・期末試験の厳格実施、⑥成績優良学生・特段の研究業績を有する学生の奨励、⑦卒業最低基準の規定、⑧外国語能力(第一外国語の作文力、第二外国語の読解力:専科學校では後者を除外:第四項)を卒業要件とすること、⑨優良卒業学生の公務就業優先、の9点が規定された。

「六、増派國外留學生辦法」(5項):内容は公費留學生関係、私費留學生関係とに大別できるが、その主旨は公費派遣数の計画的増加(財政・需要に基づく派遣増分野・人数の設定:第一項)と派遣方針・条件の明確化(第二項)、私費留學生に対する管理強化(留学先国の使用言語に関する事前試験合格を留学許可の条件とする:第四項;国立大学内への各国「語文預備班」増設による私費留學生支援:第五項;高級中学卒業を最低条件とする:第六項)により留学効果の増大を図ることにあったと見られる³³⁾。ちなみに、公費派遣の方針は、①国内における国家建設上の需要に応じ、専科學校や大學(理・農・工・医各學院)の教員を養うべく、②今後の派遣では自然科学・応用科学領域に重点を置く。③理・農・工・医・薬に属する者の派遣を毎回、全派遣者の70%以上とする。④私費留學生は当人が志願する如何なる学科を撰修してもよいが、理・農・工・医・薬・教育の撰修者は公費留學生の補充、補助金支給に当たって優先させる。また、公費派遣者は、①国立・省立または私立大学及び専科學校(但し、私立は認可校)の教員あるいは学術・実業・行政機関の服務者で、数年間の継続勤務実績を有する。②専門とする分野において相当の学術貢献をなしている。③派遣先国の使用言語に習熟している。④なおかつ留学試験あるいは審査に合格している者に限定され、⑤派遣者には専攻すべき必須科目が事前に指定される、とした。

「七、籌設專科學校辦法」(5項):専科學校の設置は国立・省立ともに「教育部」が決定する(第一項)、大学が既に設置されている地域では大学内に「専修科」を置き、専科學校を別置するには及ばない(第二項)、とした上で、専科學校は“高等職業教育”を行う機関であるとの観点から、①国立は「産業重大的中心地點」に、省立は「各省需要和産業」を勘案して設置する(第一項)、②設備の充実を重視し、実習設備が十分でない場合には設置しない(第三項)。③領域的に同性質の高級中学職業科(農科・工科・商科・家事科)卒業生を収容し得る(第四項)。④専科學校の標準カリキュラムは高級中学、とくに同職業科との“接統”に留意する(第五項)。等が規定された。

「八、改進訓育辦法」(3項):まず「大學及專科學校訓育標準、根據中華民國教育宗旨及其實施方針」が確認された上で(第一項)、①「訓育標準」は「教育部」が国民党中央訓練部との共同で規定し、各教育機関が各々の「特殊情形」を考慮して定める「補充綱目」については「教育部」の批准を経る(第二項)。②「訓育成績考查辦法」は「教育部」が定め、励行させる(第三項)、とした。

「九、提倡學術研究獎勵技術發明辦法」(13項):国立大学における附置研究機構(我が国の大学院に相当の機構)の整備(第一項～第七項)、学術助成システムの構築(研究補助金制度の整備、学

術奨励基金の創設等：第八項～第十三項）に主眼が置かれている³⁴⁾。国立大学附置研究機構に関する項目を概括すると、①国立大学の「研究機関」（研究院・研究所）の設置条件（財政的に研究費の確保が可能；図書・機器・標本等の設備が比較的充実している；学内の教授が特に優れた学術貢献を有する）、②「研究機関」の規模と種別（研究所：「研究講座三個以上」；研究院：「研究所兩個以上」）、③「研究機関」の名称（研究院：「以校名冠首」；研究所：「以學院或學系名冠首」）、④「研究機関」の長（「研究院長」：大學校長；「研究所長」：學院長または學系主任；「研究講座導師」：教授）、⑤「研究生資格」（「以國立省立及已立案的私立大學畢業生經試驗及格的」）と「研究期限」（暫定爲至少三年，研究期滿，得應國家博士學位試驗）³⁵⁾。⑥「研究生」の補助金受給資格（「在校担任助教或助理而兼作研究生」を除外）。⑦「研究機関」設置手続き（研究所・研究講座の設置準備に際しては詳細な予算計画を立て、教育部・財政部の認可を経る）。以上となる。

「十、改進高等教育的預算」（3項）：①「（民國）十九年度」（1930年度）以降の中央予算計画及び「高等教育經費總預算表」、②中央「獎勵學術經費」事項、③各省高等教育予算事項の三項からなるが、各省の高等教育整備に関しては、「義務教育漸次普及，中學推廣」を優先させ、その実現後、「地方需要及財力」に基づいて改めて検討・実施する、ことが示された。

いずれにしても、本「計劃」の主旨は(1)高等教育の範囲は大学・専科學校・国外留学・学術研究とする。(2)「訓政六年期内」の現有大学に関する内容的充実，レベルアップを企図する。(3)質的改善を第一とし、徒な量的拡充は行わない。(4)国外留学の派遣増・専科學校の整備を行う。(5)十年をかけて学術研究奨励基金を準備する、の5項に集約することができる。

4. 結言—「改進全國教育方案」に見る高等教育改革構想の特徴—

以上、「第二次全國教育會議」と決議案「改進全國教育方案」の概観を前提に同「方案」第六章「改進高等教育計劃」の特色について考察を進めてきた。この「計劃」案がただ理想を並べ立てたものでなく、当時における高等教育の実情、とくに深刻な問題の山積を前に抜本的改革を企図らんとするものであることは言うをまたない。このことは「第一次全國教育會議」の高等教育関連案件が基本的に高等教育問題にのみ言及するに止まっていたのと異なり、本「計劃」自体に中等教育・社会教育などとの有機的連関性が認識されている点に象徴的に示されている。また、紙幅との関係から已むなく省略したが、本「計劃」は第三章「籌設各級各種師資訓練機關計劃」、第五章「改進中等教育計劃」、第七章「改進社會教育計劃」、第九章「實施蒙藏教育計劃」など「方案」の他の章とも内容的に関連がある。そして、筆者としては、高等教育問題をこのように超領域的・構造的に捉えようとした点にこそ、この期の高等教育政策の特色があるのではないかと考えている。

とは言え、肝要なのはこの「改進高等教育計劃」に表出された「訓政期」高等教育改革構想が、その後、如何に執行されたのかという点であり、今後はこの観点に立ってさらに考察を進めたい。

【注】

- 1) 広島大学高等教育研究開発センター『大学論集』第34集，2004年，161～176頁。
- 2) 同上参照。特に「国立京師大學校」「北平大學區」をめぐる情勢については丁致聘編『中國近七十年來教育記事』，國立編譯館〔南京〕，1935年。何炳松「三十五年來之大學教育」，『最近三十五年之中國教育』卷上，商務印書館〔南京〕，1931年，53～131頁（いずれも『民國叢書』第二編第45卷（上海書店）所収分）。『北平各大學的狀況』増訂再版，新晨報營業部〔北平〕，1930年。拙稿「中国における高等教育」，佐藤尚子・大林正昭編『日中比較教育史』，春風社，2002年，第五章第二節，126～137頁，等を参照。
- 3) 厳密に言えば，これら法的整備作業がいつの時点で着手されたかの特定は，現時点では困難である。ただ，「大學區制」試行停止決定（1929年6月）のわずか一ヶ月後に「大學組織法」「專科學校組織法」が公布されている事実から推して，これら法規の起草作業は少なくとも「大學區制」の停止決定以前から開始されていたと考えられる。
- 4) 但し「專科學校規程」はその後，修正が加えられ，1931年3月「修正專科學校規程」が「教育部」により公布された。また，「大學組織法」「專科學校組織法」については「中華民國憲法」（1946年12月，國民大會制定。1947年1月，國民政府公布。同年12月施行）の制定に伴い廃止され，1948年1月，國民政府により改めて「大學法」「專科學校法」が公布されている。なお，「大學規程」「修正專科學校規程」については憲法制定後もそのまま活かされた（教育部編『教育法令』，正中書局，1971年）。
- 5) 『第二次全國教育會議始末記』，上海江東書局，1930年，第二編，20～21頁。並びに前掲『中國近七十年來教育記事』参照。
- 6) 同上書，第二編，21～22頁。並びに「第二次全國教育會議始末記」『革命文獻』第54輯，中央文物供應社〔台北〕，1971年，34～35頁。なお，「方案」起草作業委員の構成については『第二次全國教育會議始末記』と「第二次全國教育會議始末記」（『革命文獻』版）とで異同があるが，記載内容から見て，前者掲載分は第一次會議採択時のもの，後者掲載分はその後の変更内容を反映したものと判断される。本文に掲示した「最終的」数値は後者の内容に基づいている。なお，前掲『中國近七十年來教育記事』には「教育方案編製委員會組織大綱」（11条）が1929年9月9日に行政院を通過したとある。「教育方案編製委員會」が組織されるのは同月18日のことである。各組主任は以下の通り。初等教育組：俞子夷，中等教育組：趙迺傳，高等教育組：黃建中，義務教育組：朱經農（あるいは陶行知），黨義教育組：吳研因，社會教育組：陳劍脩，成年補習教育組：孟憲承，師範教育組：陶玄，教育行政組：韋愨，蒙藏教育組：吳鶴齡，華僑教育組：欧元懷。
- 7) 前掲「第二次全國教育會議始末記」，前掲書，34頁。なお，「全國教育會議規程」（1930年2月13日「教育部」公布）には「教育方案…係教育方案編製委員會…分別編成，送由教育部呈請行政院轉呈國民政府函送中央政治會議審核後，發交本會議」（第七條）とある（同左，前掲書，37頁）。

- 8) 前掲『第二次全國教育會議始末記』, 第一編, 1~7頁。並びに前掲「第二次全國教育會議始末記」, 前掲書, 43~47頁。なお, 前者には「副委員長」として黄建中の記載もあるが, 後者では名簿から落ちている。一方, 前掲『中國近七十年來教育記事』では, 黄建中が「副委員長」, 朱經農は一般委員(一般委員数は13)となっている。正否・異同の原因は不明だが, 本文では「教育部」側資料を踏襲したと見られる「第二次全國教育會議始末記」(『革命文獻』版)に依った。
- 9) 吳研因「第二次會議和第一次會議的比較」, 前掲『第二次全國教育會議始末記』第二編, 6~20頁をもとに, 若干の補足を行っている。
- 10) 同上「第二次會議和第一次會議的比較」参照。
- 11) 前掲「第二次會議和第一次會議的比較」。「(第一次)全國教育會議籌備委員會組織大綱」「全體名單」(中華民國大學院編『全國教育會議報告書』, 1928年, 丁編, 71~72頁)。並びに「(第二次)全國教育會議籌備委員會組織大綱」「籌備委員會之工作」(前掲『革命文獻』第54輯, 38~39, 43~47頁)。前掲『第二次全國教育會議始末記』第一編, 1~7頁, 参照。なお, 第二次の「事務科」は第一次では「庶務科」。また第二次では一般委員の4名が各科主任を担当し(會計科・事務科のみ科長兼任), 編輯科幹事(6名)のうち1名が「日刊編輯」, 2名が「會場秘書」を兼務。
- 12) なお, 本文に掲示した出席「會員」には, 当然ながら「第一次全國教育會議」の欠席者4名(省区代表3名及び「大學院」招聘専門家1名), 「第二次全國教育會議」の欠席者16名(省教育庁長6, 県・特別区教育局長2, 国立大学校長3名, 「教育部」招聘専門家5名)は含まれていない。従って双方ともに出席予定「會員」との間に数値的異同がある。また南京特別市代表の陳劍脩は名簿上「大學院」関係者にも併記されており, 本文では都合上, 特別市代表の1名を減じて「各省区・特別市代表39名」とした(前掲『全國教育會議報告書』, 甲編, 8~11, 18~29頁。「第一次全國教育會議會員名録」, 前掲『革命文獻』第54輯, 12~18頁。前掲「第二次全國教育會議始末記」, 前掲書, 36~38, 47~53頁。並びに前掲『第二次全國教育會議始末記』第一編, 9~21頁。ただ, 『第二次全國教育會議始末記』掲載分については『革命文獻』掲載内容より詳しい点もあるが, 一部に不備もある)。ちなみに第一次には「大學委員」6名が列席した(表決権なし)。
- 13) 華僑・蒙藏教育方面の「第一次全國教育會議」における議決案件を掲示すると, 華僑教育に関しては, 少ないながらも「發展華僑教育案」「請撥庚子賠款爲華僑教育基金案」「確定補助華僑教育經費案」「搜集於海外情形之教材編制適用華僑學校之教科書案」が存在するが, 蒙藏教育に関しては総論的な案件として「融合各民族並發揚文化案」1件を認めるのみである。ちなみに, 第一次の蒙藏代表白雲梯(国民党中央執行委員兼「蒙藏院」院長)は欠席で, 代理出席もなかった。
- 14) まず第一次の当該事例を示すと, 各省区・特別市代表のうち大学関係者13名(うち1名は省教育庁長兼務), 「大學院」関係者3名(注12)の南京特別市代表・陳劍脩南京特別市教育局長を含む), また各政府部門関係者のうち2名が大学関係者, 招聘専門家の1名は「大學院」関係者であった。従って「大學委員」中の他との重複を除いた5名(列席者)を含めると, 招聘

- 専門家中の9名とを併せて27名が大学関係者、「大學委員」中の他との重複を除いた1名（列席者）を併せると14名が「大學院」関係者となり、両者によって出席者の半数以上を占めていた。ちなみに中等教育関係の出席者は4名（省区代表3名，招聘専門家1名）であった。これに対して第二次では召集「會員」が複数の要職を兼務している場合には原則として代理出席者が立てられた。例えば國立浙江大學校長を兼務のまま「教育部」部長に就任していた蔣夢麟の場合，校長職側で代理を立て，國立北京大學校長兼國立中央研究院院長の蔡元培は後者について代理を立てた。いずれにしても，少なくとも各行政区の代表に大学関係者や「教育部」関係者が充てられてはいない。要するに地方行政の重視である。ただ，本文にも明記の通り，少数ながら例外が存在しなかった訳ではない。以下，2件がそれに当たる。1)李煜瀛（國立北平大學校長，國立北平師範大學校長，國立北平研究院院長の三職兼務：國立北平大學校長職に代理を立て，他の二職については代理を立てず。2)吳家象（遼寧省教育庁長：但し，黒竜江省教育庁長・代理出席予定者とも欠席となったため，同省教育庁長代表を兼務）。
- 15) 前掲『全國教育會議報告書』並びに前掲「第二次會議和第一次會議的比較」参照。参考までに「審査委員會」の組織の概要（組織構成と各組主席）を示すと「三民主義教育組」朱家驊，「教育行政組」許崇清，「教育經費組」鄭洪年，「普通教育組」范寿康，「社会教育組」陳劍脩，「高等教育組」孟憲承，「體育組」張之江，「職業教育組」徐善祥，「科學教育組」高魯，「藝術教育組」李毅士，「出版物組」王雲五，「改進私立學校組」欧元懷，総勢74名（延べ92）であった。
- 16) 「改進全國教育方案」全文，前掲『革命文献』第54輯，73～251頁。
- 17) 各章の主旨をより具体的に示せば，初等教育段階の最初の4年間の義務教育化（第一章），諸般の事由で教育機会に恵まれなかった非識字者（青年・成年）を対象とする補習教育の実施（第二章），幼児教育から中等教育（郷村教育を含む）の各段階の教育事業に従事すべき教員の質的保証システムの確立（第三章）となる。
- 18) 「第二次全國教育會議」審査委員会10組の構成と各組主席委員は「義務教育組」張鴻烈，「成年補習教育組」俞慶棠，「師質訓練組」陶玄，「初等教育組」陳鶴琴，「中等教育組」廖世承，「高等教育組」蔡元培，「社會教育組」雷沛鴻，「華僑教育組」鄭洪年，「蒙藏教育組」馬鶴天，「教育經費組」鄭洪年，総勢102名（「教育部」派遣の各組主管科長＝非「會員」7名を含む。延べ152名。但し「會員」3名欠席）で，全体的にも第一次に比して規模が大幅な拡大を見た。ちなみに，委員数が最も多かったのは「高等教育組」で33名（主管科長1名を含む。うち17名は他組委員を兼務。但し「會員」2名欠席），他は「師質訓練組」が17名（同左12名）ほか，概ね15名以下であった（「第二次全國教育會議議案審査規則」，前掲『革命文献』第54輯，41～42頁，参照）。
- 19) 「第一次全國教育會議」の場合，「高等教育組」審査委員には孟憲承主席委員のほか，陳嘉勳，丁燮林，張仲蘇，張奚若，錢端升，梁鑒立，汪企張が選任されていた。なお，第一次では「大學院」案起草委員会たる「提案預備委員會」には高等教育領域のみを担当する組はなく，7名からなる「専門及職業教育組」が設置されていた。同組の構成は，常務委員：過探先，一般委員：李熙謀，蔡無忌，周仁，李權時，汪企張，陳霆銳。うち周仁，汪企張の両名以外は全て非

「會員」。

- 20) 起草作業委員及び審査委員にはかつて「第一次全國教育會議」に「會員」として関与した7名、すなわち上記の孟憲承ほか、蔡元培（「大學院」院長，三民主義教育・藝術教育組「審査委員」），楊銓（「大學院」副院長），孫貴定（出版物・藝術教育組「審査委員」），馬鶴天，欧元懷（普通教育・改進黨立學校組「審査委員」），楊芳（藝術教育組「審査委員」），戴修駿（社会教育組「審査委員」），並びに非「會員」として関与した周鯁生（科學教育組「提案預備委員」），劉湛恩（普及教育及社会教育組「提案預備委員」）の2名の存在が認められる（前掲『全國教育會議報告書』並びに「第一次全國教育會議大學院提案預備委員名録」，前掲『革命文獻』第54輯，18～23頁）。
- 21) この点に関して詳細（實際）は不明だが，少なくとも制度上は第一次でも基本的に同様であった。「全國教育會議大學院提案預備委員會條例」に「本委員會各組委員，於大會時得推舉代表一人列席會議，說明提案，但無表決權」（第（八）項）とある（前掲『全國教育會議報告書』，丁編73頁）。
- 22) なお，審査委員のうち周覽，黄建中の兩名（本文一覽中に下線）は「到會會員及其席次」に氏名が認められていない。但し，黄建中は第五次全體會議（4月22日）で審査委員會「高等教育組」を代表して審査結果を報告しており，「改進黨立學校計劃」草案の審査にも「専門委員」として列席した可能性が高い（教育部編『第一次中國教育年鑑』，開明書店〔上海〕，1934年，戊編，149頁。教育部編『第二次中國教育年鑑』，商務印書館〔上海〕，1948年，66頁）。
- 23) 草案構成は前掲『第二次全國教育會議始末記』第三編，36～46頁。第四編，13～14頁。第六編，43～49，100～101頁。前掲『革命文獻』第54輯，160～191頁，をもとに再現。但し「六，提倡學術研究獎勵技術發明辦法」は草案時の表題が確認困難なため，議決時の表題を示している。なお，前掲『第二次全國教育會議始末記』第五編，9～16頁には「高等教育組方案，在最後編製時整個被刪去者頗多，如籌設國立專科學校計劃，亦其一也」とし，草案編成時の削除事例として黄建中提議の「籌設國立專科學校計劃案」原文（但し原注は略）が掲示されている。
- 24) 前掲『第一次中國教育年鑑』149頁。及び『第二次中國教育年鑑』66頁。10分組は注18)を参照。なお，4月20日は日曜日に当たっていたため，會議行事はなされていない。記録によれば，同16日午後，17日午前，18日午後，19日午前，21日午前，22日午後が「審査會」に充てられた。「改進黨立學校計劃」草案の審査報告については本文以下のほか，注22)を参照。また「第二次全國教育會議」では六次の全體會議が開催され，各次會議では「第一次全國教育會議」の方式を踏襲し，主席（議長または副議長）が會議を主宰した（「第二次全國教育會議議事細則」第二條）。ちなみに「第二次全國教育會議」では「以教育部長爲正議長，另設副議長二人，一由教育部政務次長任之，一由全體會員票選之」（「全國教育會議規程」第五條）となっていたが，劉大白政務次長が病欠欠席のため，急遽，陳和銑江蘇省教育庁長が副議長を代理し，あと一人は金澄澄が選出された。
- 25) この他，經費問題に関しても激しい議論がなされたようだが，詳細は不明。
- 26) 前掲『第二次全國教育會議始末記』第六編，50～51頁。
- 27) 同上，52～53頁。

- 28) 同上, 101頁。追加内容については, 前掲『革命文献』第54輯, 171頁, を参照。
- 29) 以下, 「改進高等教育計劃」の議決内容は前掲『革命文献』第54輯, 160~191頁を参照。また「改進高等教育計劃」中の「私立學校規程」を除く「大學組織法」「大學規程」等高等教育基本法規については本文冒頭の拙稿「南京国民政府の高等教育改革に関する初歩的考察」を参照。
- 30) 掲示された各學院の付属施設は次の通り。工學院：工場, 醫學院：病院, 農學院：実験農場・実験林・家畜病院等, 商學院：実習銀行・商品陳列所, 法學院：実習法廷, 教育學院：実験学校, 文學院：歴史博物館・人類模型室・民族生活陳列室, 理學院：科学館・天文台・動物園・植物園。
- 31) 同時に, 将来的な「教育部」による大学教員の資格審査実施が示唆されている。
- 32) 1929年8月「教育部」公布の「私立學校規程」を指す。なお, 同「規程」の公布は「大學院」制定の「私立學校條例」「私立學校董會條例」「私立大學及專門學校立案條例」「私立中等學校及小學立案條例」の修正合併を意味するものであった(前掲『中國近七十年來教育記事』参照)。
- 33) 前掲『革命文献』第54輯, 169~170頁掲載分は第三項が欠如しており, 内容確認が困難である。
- 34) 条項には省立・私立大学への言及が一切存在しないが, 内容的に見て省立・私立機関における同種の機構整備を妨げるものではない。なお, 第八項以降には大学外の學術団体・個人への助成に関する規定も認められる。
- 35) 「得應國家博士學位試驗」に関しては, 「註八」として「學位授與法草案」が付されている。

A Review of the Higher Educational Policies of the Nanking Government in Modern China: the Future of Higher Education as Seen at the Second National Conference on Education

Manabu HASHIMOTO*

The purpose of this paper is to investigate how the Nationalist Government of China, namely the Nanking Government (established in 1927) tried to reform the system of higher education. The First National Conference on Education was held in May, 1928 but China was unified only in June, 1928. As a result, the Second National Conference on Education (1930) was the first occasion when researchers and policy makers from all over China could come together to make policies for the whole of China.

The paper focuses on the Second National Conference on Education, which was organized by Chang Mon-lin, who was the Minister of Education between 1928 and 1930. However, this conference would not have been possible without his previous important contributions to the Chinese educational system, namely 1) canceling the old educational system, which was based on the French model, in which regional universities were in charge of all educational matters-including high schools and elementary schools-in a particular region; and 2) creating several laws and regulations concerning higher education. Chang Mon-lin not only organized the conference but also invited participants to make suggestions for a new higher educational system for the future.

The first part of the paper describes the conference itself, emphasizing the characteristics that make this conference so important, such as being the first national educational conference of the united China, and being the biggest and best organized conference. As the preparations were properly done by the Ministry of Education, the discussions at the conference focused on important problems, such as the future of higher education. After the conference the Ministry of Education put many of the ideas into practice.

The second part of the paper focuses on the planned reforms of higher education. There were 10 sections considering the following topics: 1) the modernization of national universities (including the buildings and the system itself); 2) regulating prefectural universities; 3) regulating private universities; 4) dissemination of knowledge and counseling; 5) raising the level of knowledge of students and saving positions or posts for graduates; 6) making a strict study abroad system (both students and personnel); 7) establishing more vocational schools; 8) moral education; 9) establishing more graduate schools and financially encouraging research and academic excellence; and 10) budget matters.

Compared to the first conference, the Second National Conference on Education had a clear focus and many of the ideas discussed at the conference were implemented afterwards. Another result of the second

* Associate Professor, Faculty of Health and Welfare, Hiroshima International University

conference was that education was seen as a whole, and the problems emerging in one area, such as higher education, were discussed in the context of the whole educational system.